

「就学援助」制度についてお知らせ -2023年度-

豊岡市教育委員会 学校教育課

豊岡市では、経済的な理由により、児童、生徒の小・中学校への就学が困難なご家庭に対し、学用品費・給食費・修学旅行費などの一部を援助しています。（申請が必要です。）

◆就学援助の対象となる方

豊岡市立小・中学校の児童生徒の保護者で次のいずれかに該当する方。ただし、事情により区域外就学をされている場合は、ご相談ください。

- ①生活保護受給世帯・・・申請は不要です。（要保護世帯）
- ②生活保護に準ずる世帯・・・世帯全体の前年所得が、生活保護基準の1.3倍以内の世帯 **申請が必要**です。（準要保護世帯）

※生活保護基準は、世帯の人数や年齢構成等により異なります。

◆申請方法

【申請書類】

- 就学援助申請書兼世帯票
- 就学援助申請に伴う同意書
- 就学援助費振込口座報告書

- ・申請書類は、学校教育課(市役所6階)、各学校、各振興局地域振興課にあります。
- ・申請書類に必要事項を記入し、学校または、学校教育課に提出してください。
- ・2023年1月1日現在、豊岡市に住民票がない方は、所得証明書の提出が必要です。（令和5年度 所得証明書）
- ・審査結果は、郵送により通知します。

◆就学援助費の支給内容（生活保護受給世帯は※のみが対象です）

〔年額〕

内 容	小学校	中学校	備 考
新入学児童生徒学用品費	54,060 円	63,000 円	4月末までに認定された新1年生のみ
学用品費	11,630 円	22,730 円	年3回に分けて支給 (7月・12月・3月)
通学用品費(1年生以外)	2,270 円	2,270 円	
校外活動費	1,600 円	2,310 円	
学校給食費	実食額	実食額	毎月の口座振替を停止
自然学校食費※	実費相当額		実施後に学校の報告により支給
修学旅行費※	実費相当額	実費相当額	実施後に学校の報告により支給
PTA 会費	3,450 円以内	4,260 円以内	学校の徴収実績報告により基準額以内で支給
クラブ活動費・生徒会費		国の基準額以内	
卒業アルバム費※	11,000 円以内	8,800 円以内	学校の徴収実績報告により基準額以内で支給(購入した方のみ)
医療費※	学校保健安全法で定められた疾病の治療のみ無料		該当者に「医療券」を交付

- ・国の基準額改定により、金額が変更になることがあります。
- ・年度途中の認定の方は、月割計算での支給となります。

裏面に続きます

◆その他

- 審査は、2022年1月から12月の1年間の世帯全体の所得で行います。
- 転出等により市立小・中学校へ入学されない場合は、支給した額を返還していただきます。
- 新入学児童生徒以外の申請は、随時受け付けています。

【参考】世帯全体の所得額（生活保護基準の1.3倍）のめやす

世帯人員数	2人	3人	4人	5人
所得額合計 (基準額)	1,655,000円	2,247,000円	2,870,000円	3,401,000円

- 世帯構成や年齢などにより、基準額は変わります。
 - 世帯員の所得の合計額が基準額未満である場合、就学援助（準要保護）の対象となります。
- ※所得とは、給与収入については「給与所得控除後の金額」、事業収入については「必要経費を差し引いた金額」、年金収入については「公的年金等控除後の金額」等のことです。

【問合せ先】

豊岡市教育委員会 学校教育課 学務係
電話 0796-23-1451（直通）